

豊中市健康づくり支援事業補助金 Q&A

1. 補助対象団体について

・主に健康づくりのための運動事業を行う団体（市民団体・NPO 法人・一般社団法人・企業など）とは、どこで判断するのか？

申込時に提出いただく定款、会則その他これらに類するもので確認を行います。定款等に健康づくりのための運動事業等の記載がない場合は、健康づくりのための運動事業等の実績のわかる書類をご提出ください。また、今回申し込みを行う事業と類似の事業実績がある団体等であれば、申込可能です。

・法人・企業とは、どこまでの範囲を示しているのか？

法人格を有する団体のほか、法人格のない市民公益活動団体や個人事業主も申込可能です。

2. 補助対象事業について

・（実施回数）通年コースは 10 回以上、イベントコースは複数回実施する事業と記載されているが、何回以上の実施が必要か？

通年コースは最低でも 10 回以上、イベントコースは最低でも 2 回以上の実施が必要です。また、1 事業当たり、通年コースは延べ 200 人以上、イベントコースは延べ 100 人以上の参加が見込めるような事業計画をお願いします。

（例）10 回実施する場合、1 回あたり 20 人見込み×10 回＝200 人

・ 目標参加人数（通年コースは延べ 200 人以上、イベントコースは延べ 100 人以上）は絶対条件か？

絶対条件とする扱いではありませんが、参加人数が少ない場合には実施回数を増やす、追加で周知を行うなど、可能な限り達成できるようお願いします。

また、事業の中間地点（通年コース：11 月頃、イベントコース：予定事業の半数が完了した時点）で参加人数の集計結果の報告を提出いただきます。この時点で、目標参加人数の 6 割に達しないことが見込まれる場合、講座・イベント等の追加開催や追加の広報など、目標参加人数の達成に向けた改善案も併せて記述いただきます。

・ 参加者から費用など徴収してよいのか？

市民が無料で参加できる運動講座として補助金制度を実施していますので無料で実施をお願いします。ただし、事業の中で使用する物品（例：ヨガマット、ボール、スイミングキャップなど）で、事業終了後に参加者に所有権が移転するものに限り徴収は可といたしますが、まずは当課にご相談ください。なお徴収する場合、事業者自らが参加者への説明等を確実にし、参加者とのトラブル防止に努めていただくようお願いいたします。

3. 補助対象経費について

・ 常勤職員の人件費は対象となるのか？

本事業にかかる時間外勤務手当や、本事業に参加した時間及び企画書作成にかかる時間に単価をかけた経費など、本事業に要した人件費を明確に区分できる場合に限り算定可能です。

・ 自社施設の施設使用料はどのように算定するのか？

補助事業実施にかかる施設使用料を明確に区分できる場合は算定可能です。自社施設を貸し出す場合の使用料などを予め設定されている場合には、その単価を用いて算定しても差し支えありません。

4. 親子枠について

- ・親子枠の目的は？

本市におけるこども政策の充実・強化に向けた取り組みの一環として設定しています。
また、親世代の健康づくりの取り組みの充実を目的としています。

- ・親子枠の対象となる事業は？

保護者と小学生以上でいっしょに参加する運動講座が対象です。

- ・なぜ保護者と未就学児との運動講座は対象にならないのか

本補助金は親子でいっしょに健康に関心を持ってもらい、日常生活の中で継続できる運動習慣をつけていただきたいという啓発要素もあることから、親子枠には含まないこととします。**ただし、一般枠での申込は可能です。**

- ・親子枠で交付決定した際のメリットは？

広報のサポート強化です。
本市が親子枠のみを集めたチラシ（「親子でいっしょに！運動教室」）を作成し、公立小学校の全児童（約 2 万人）に配布します。配布時期は 7 月を予定しています。
なお、事業者独自で作成したチラシについては本市から公立小学校への配布はいたしませんのでご了承ください。
また、これまで市 HP や保健所 SNS 等で広報しているところに加えて、親子枠のみの発信も順次する予定です。

- ・一度の申込で親子対象の講座と 18 歳以上のみを対象とした講座との組み合わせは可能か

可能です。この場合、前述の本市作成の親子講座チラシには親子対象の講座のみの掲載になります。

- ・保護者は運動講座には参加するが、見学だけでもよいか

本補助金の主旨は、主に 18 歳以上の市民のみなさまに運動をはじめるきっかけを提供する事業への補助ですので、保護者の参加は必須です。

- ・市が作成するチラシについて、つまり、親子枠の場合は申込者全部が載ったチラシと親子講座のみのチラシの両方に掲載されるということか

そのとおりです。親子講座のみのチラシについては、小学生に目に留めてもらえるような工夫をして作成します。

5. その他

- ・事業の参加者の募集はどのように行うのか？

・申込事業者と市で協働して広報・PR を行う予定です。
・市では、選定が終わりましたら事業一覧などを作成し、市のホームページや SNS などで発信するほか、公共施設でのチラシ配架、団体への PR などを行います。
・申込事業者側でも、ホームページや広告への掲載等、可能な範囲での広報・PR をお願いします。

- ・気象警報や熱中症特別警戒アラートなどにより予定どおり実施できなかった場合に要した経費は補助対象として算定されるのか？

案件ごとに個別に協議させていただきます。